

第2部 府中市の現状と課題

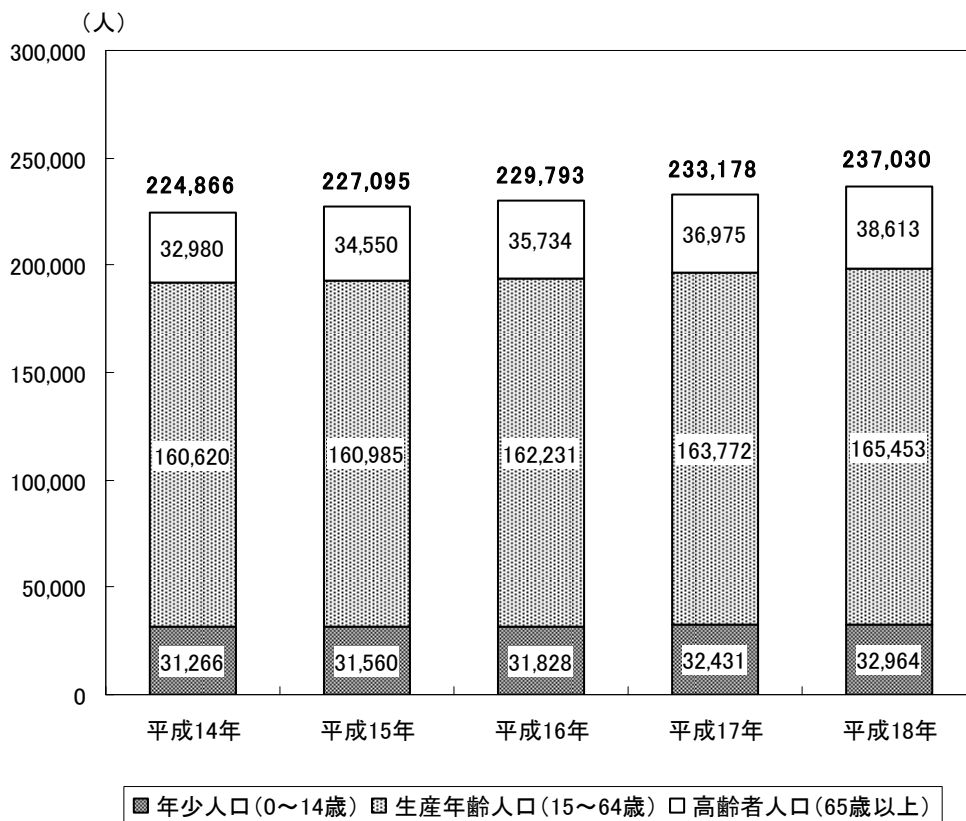
1 府中市の障害のある人の現状

(1) 府中市の人口構成の変化

府中市の人口は、平成18年1月1日現在237,030人(男:121,239人、女:115,791人)となっており、平成14年から年間2,000～4,000人程度増加し続けています。

年齢3区分別の割合をみると、平成14年から、生産年齢人口の割合が低くなっており、高齢者人口の割合が高くなっています。年少人口の割合には、ほとんど変化はありません。

図表 年齢3区分別人口



	(%)				
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
人口総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口(0～14歳)	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9
生産年齢人口(15～64歳)	71.4	70.9	70.6	70.2	69.8
高齢者人口(65歳以上)	14.7	15.2	15.6	15.9	16.3

住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

(2) 障害者の状況

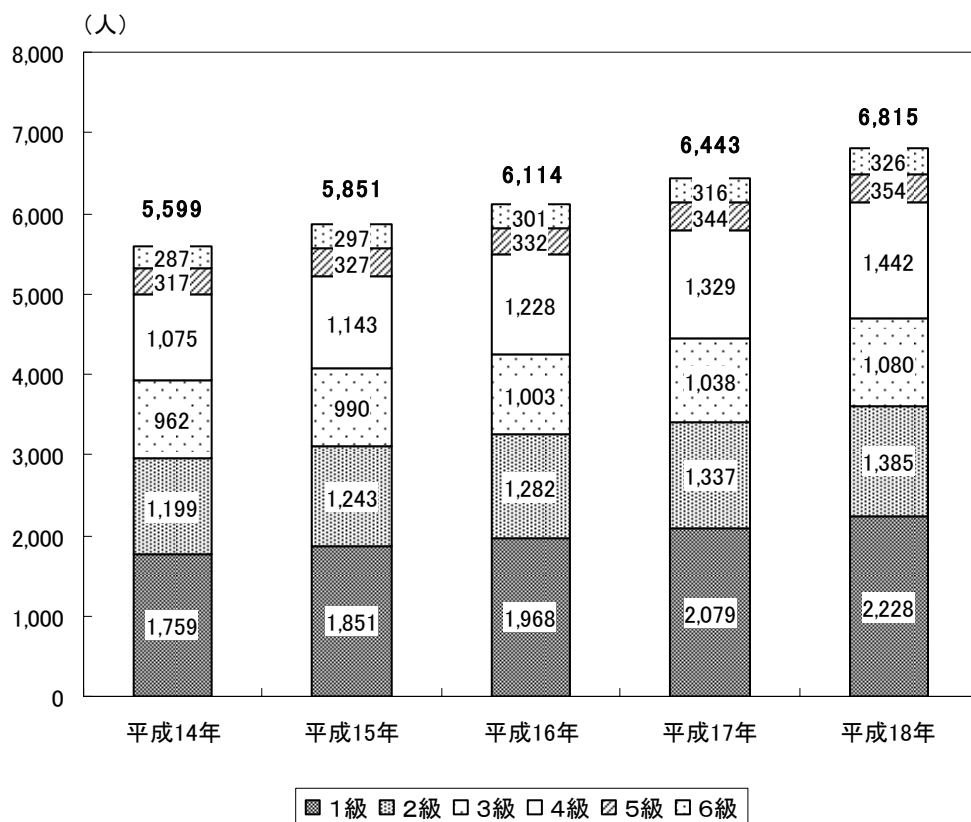
① 身体障害者手帳所持者の推移

平成 18 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者数は、6,815 人となっています。平成 14 年と比較すると、1,216 人増加しており、約 1.2 倍になっています。

等級別にみると、平成 18 年では 1 級が最も多く、2,228 人で全体の 32.7% を占めています。

等級別の割合の推移をみると、平成 14 年から、1 級、4 級の割合が高くなっています。

図表 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）



(%)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	31.4	31.6	32.2	32.3	32.7
2級	21.4	21.2	21.0	20.8	20.3
3級	17.2	16.9	16.4	16.1	15.8
4級	19.2	19.5	20.1	20.6	21.2
5級	5.7	5.6	5.4	5.3	5.2
6級	5.1	5.1	4.9	4.9	4.8

各年3月31日現在

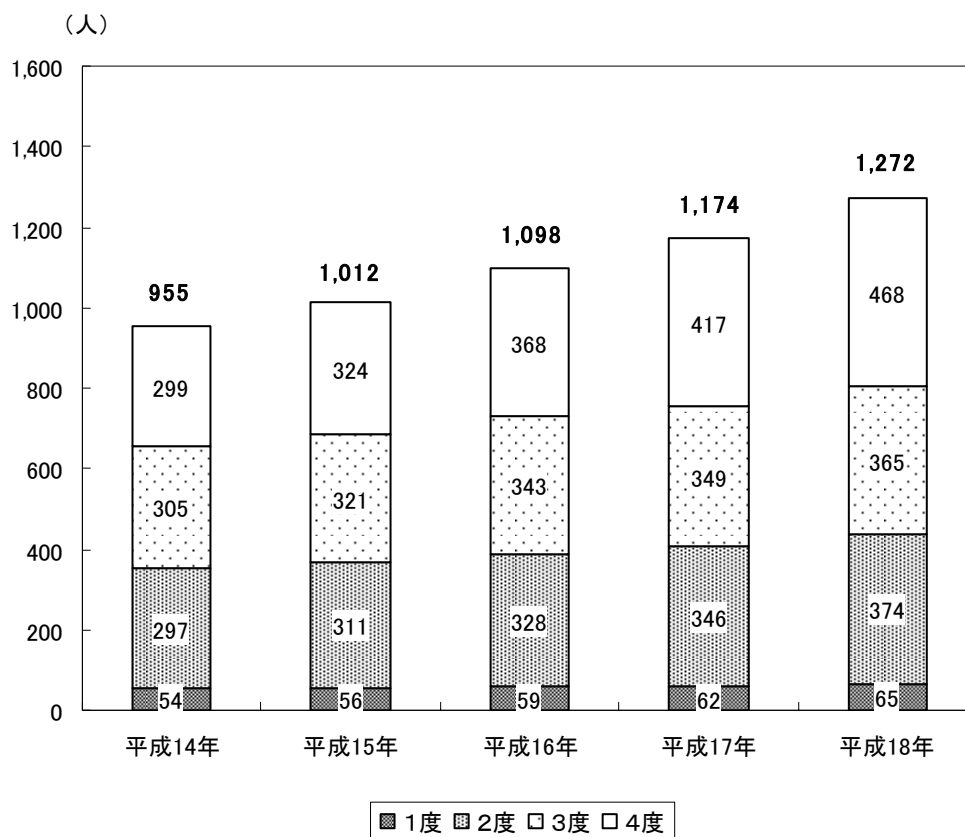
② 知的障害者手帳所持者の推移

平成18年3月31日現在の愛の手帳所持者数は、1,272人となっています。平成14年と比較すると、317人増加しており、約1.3倍になっています。

程度別にみると、平成18年では、4度が最も多く、468人で全体の36.8%を占めています。

程度別の割合の推移をみると、平成14年から、4度の割合が高くなっており、2度、3度の割合が低くなっています。

図表 愛の手帳所持者の推移（程度別）



(%)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1度	5.7	5.5	5.4	5.3	5.1
2度	31.1	30.7	29.9	29.5	29.4
3度	31.9	31.7	31.2	29.7	28.7
4度	31.3	32.0	33.5	35.5	36.8

各年3月31日現在

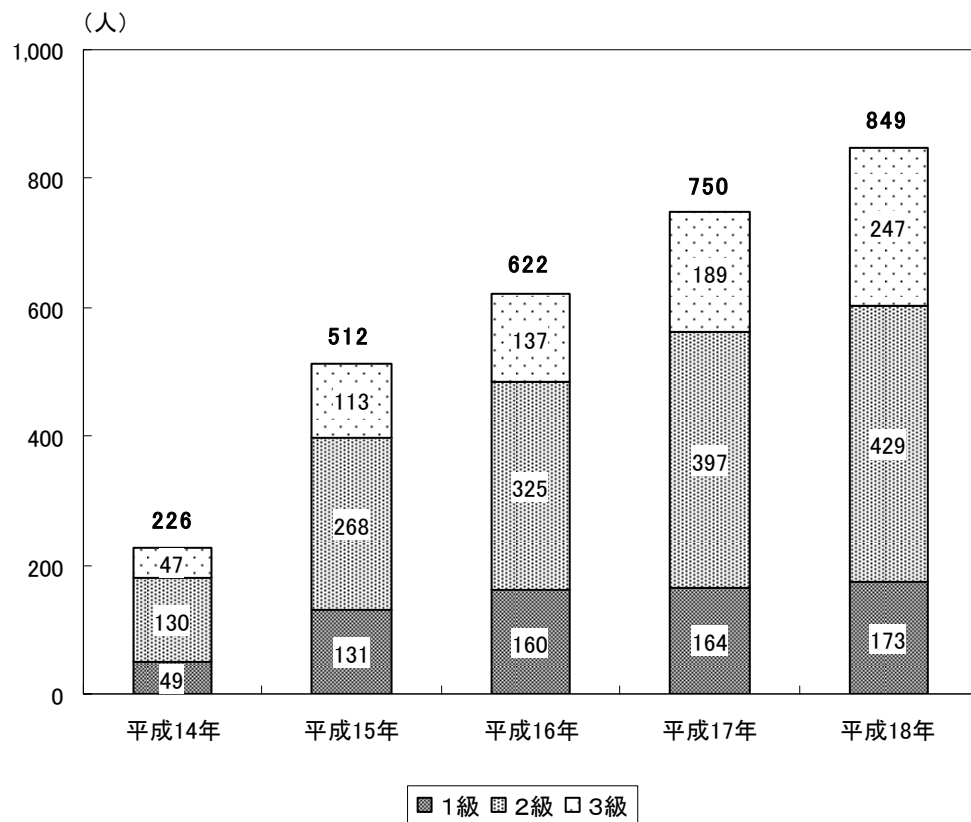
③ 精神障害者手帳所持者の推移

平成 18 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、849 人となっています。平成 14 年と比較すると、623 人増加しており、約 3.8 倍になっています。

等級別にみると、平成 18 年では、2 級が最も多く、429 人で全体の 50.5% を占めています。

等級別の割合の推移をみると、平成 14 年から、3 級の割合が高くなっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）



(%)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 級	21.7	25.6	25.7	21.9	20.4
2 級	57.5	52.3	52.3	52.9	50.5
3 級	20.8	22.1	22.0	25.2	29.1

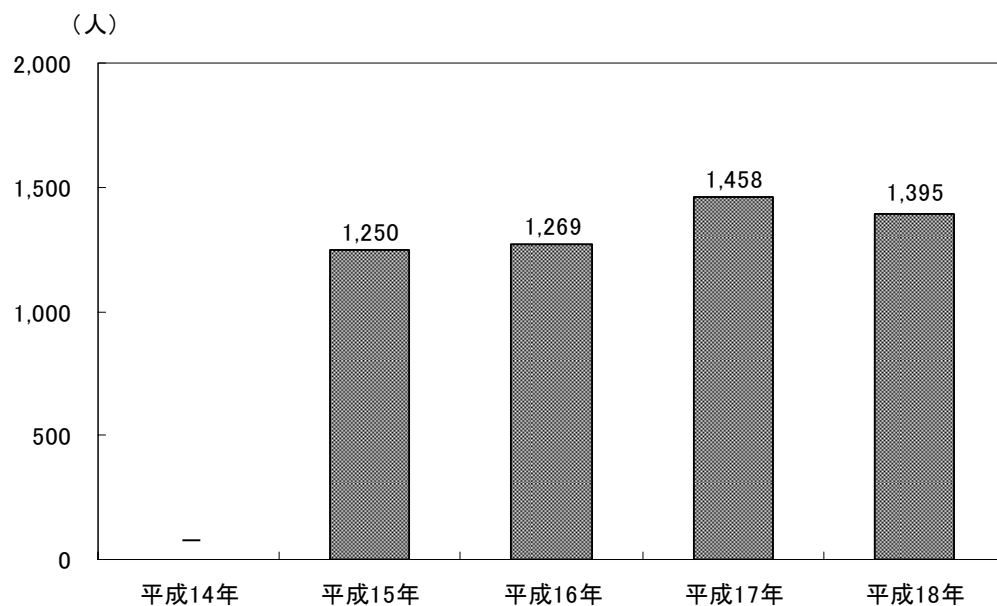
各年3月31日現在

④ その他の障害のある人

平成18年3月31日現在の難病患者数は、1,395人となっています。平成15年と比較すると、145人増加しています。

また、これ以外にも、難病患者と同様に、福祉法では認定されておらず、障害者手帳の対象とはなっていませんが、高次脳機能障害がある人、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）など）がある人など、日常生活に様々な障害がある人がいます。

図表 医療券保持者（難病患者）数



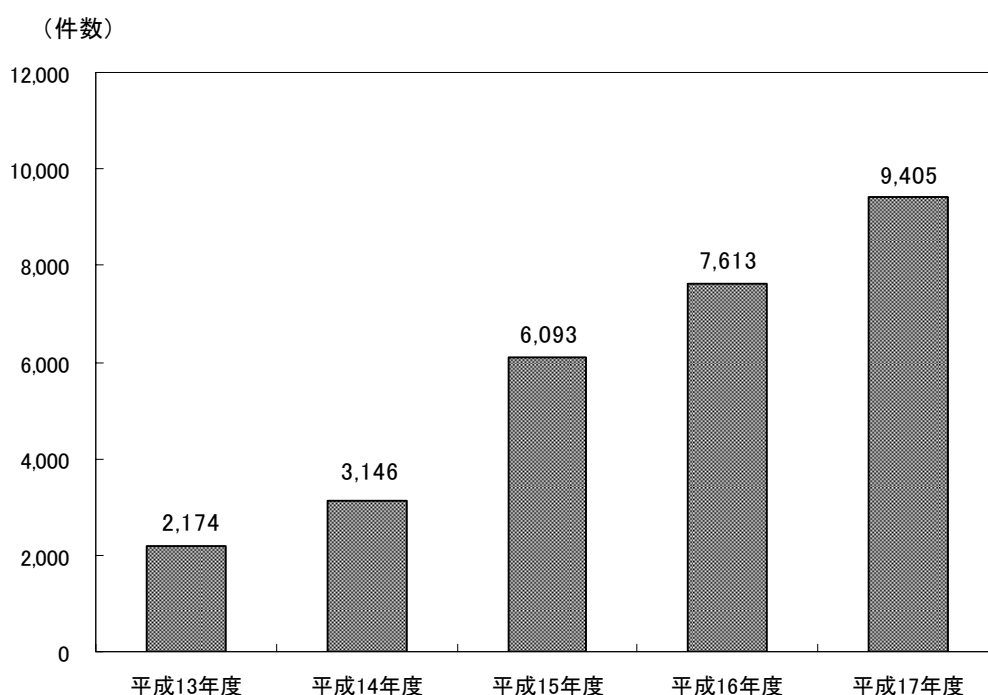
各年3月31日現在

2 府中市の障害福祉サービスの現状

(1) 相談サービス

相談件数は、平成 13 年度から増加しており、17 年度には 9,405 件となり、大幅に増えています。センターごとに相談件数の推移をみると、どのセンターも開設時から増加傾向にあります。

図表 相談件数の推移



(件数)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総件数	2,174	3,146	6,093	7,613	9,405
心身障害者地域生活支援センターみ～な	1,827	1,709	2,021	2,541	3,767
心身障害者地域生活支援センターあけぼの	—	—	1,641	1,888	1,988
精神障害者地域生活支援センタープラザ	347	1,437	2,431	3,184	3,650

※心身障害者地域生活支援センターみ～な:平成13年4月開設

※心身障害者地域生活支援センターあけぼの:平成15年4月開設

※精神障害者地域生活支援センタープラザ:平成13年10月開設

(2) 居宅系サービス

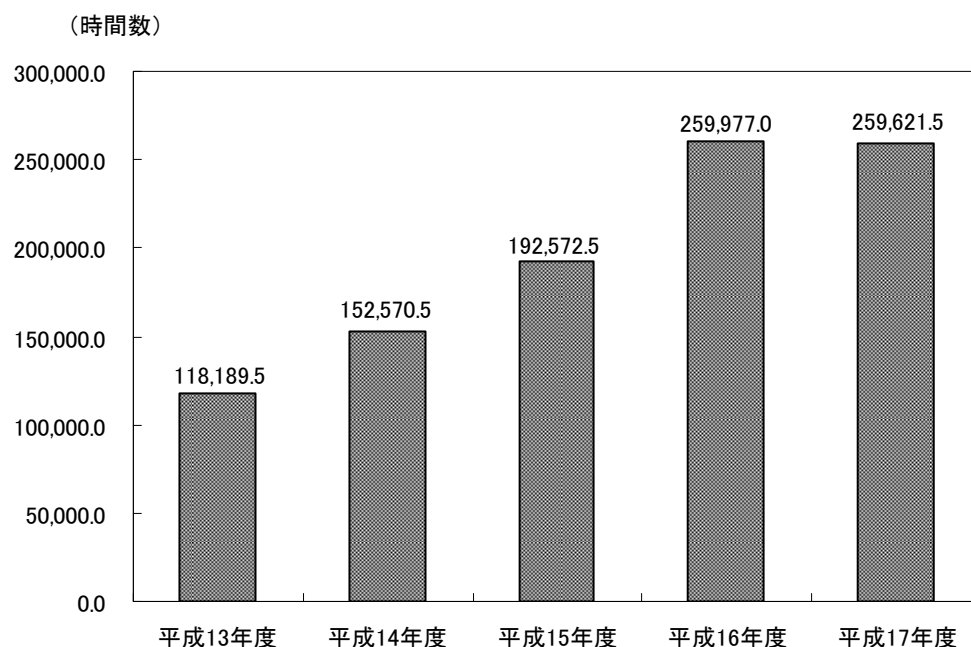
① ホームヘルプサービス

ホームヘルプサービスの利用時間数は、平成13年度から16年度まで増加しており、平成16年度、17年度は260,000時間程度となっています。

障害種類別にみると、平成17年度では、身体障害者が最も多く、223,512.0時間で全体の86.1%を占めています。

障害程度別に利用時間数の推移をみると、平成15年度から、精神障害者は年度によって変動があるものの、身体障害者、知的障害者、児童ともに増加傾向にあります。

図表 ホームヘルプサービスの利用時間数の推移



(時間数)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総時間数	118,189.5	152,570.5	192,572.5	259,977.0	259,621.5
身体障害者			180,084.0	230,250.0	223,512.0
知的障害者	118,189.5	151,416.5	2,729.0	7,187.5	9,209.5
児童			6,988.0	19,515.5	24,597.0
精神障害者	0.0	1,154.0	2,771.5	3,024.0	2,303.0

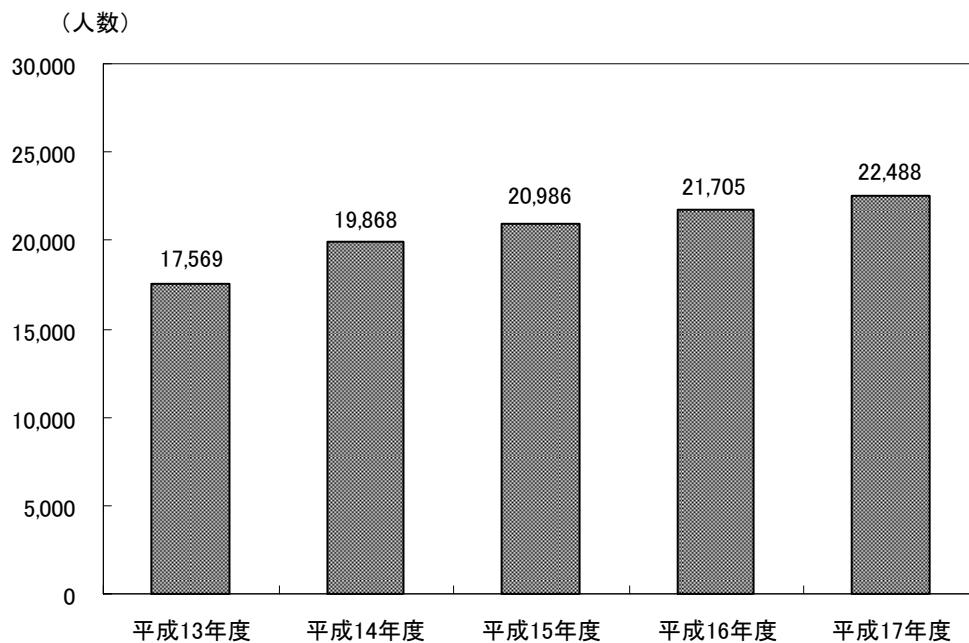
② デイサービス

デイサービス（身体障害者機能訓練事業を含む）の利用人数は、平成 13 年度から増加傾向にあり、平成 17 年度には 22,488 人となっています。平成 13 年度と比較すると、約 1.3 倍になっています。

障害種類別にみると、平成 17 年度では、知的障害者が最も多く、12,408 人で全体の 55.2%を占めています。

障害程度別に利用人数の推移をみると、平成 13 年度から、身体障害者、知的障害者、児童ともに増加傾向にあります。

図表 デイサービスの利用人数の推移



(人数)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総延人数	17,569	19,868	20,986	21,705	22,488
身体障害者	2,812	3,603	3,887	4,832	4,970
知的障害者	11,103	11,636	11,884	11,665	12,408
児童	3,654	4,629	5,215	5,208	5,110
精神障害者	—	—	—	—	—

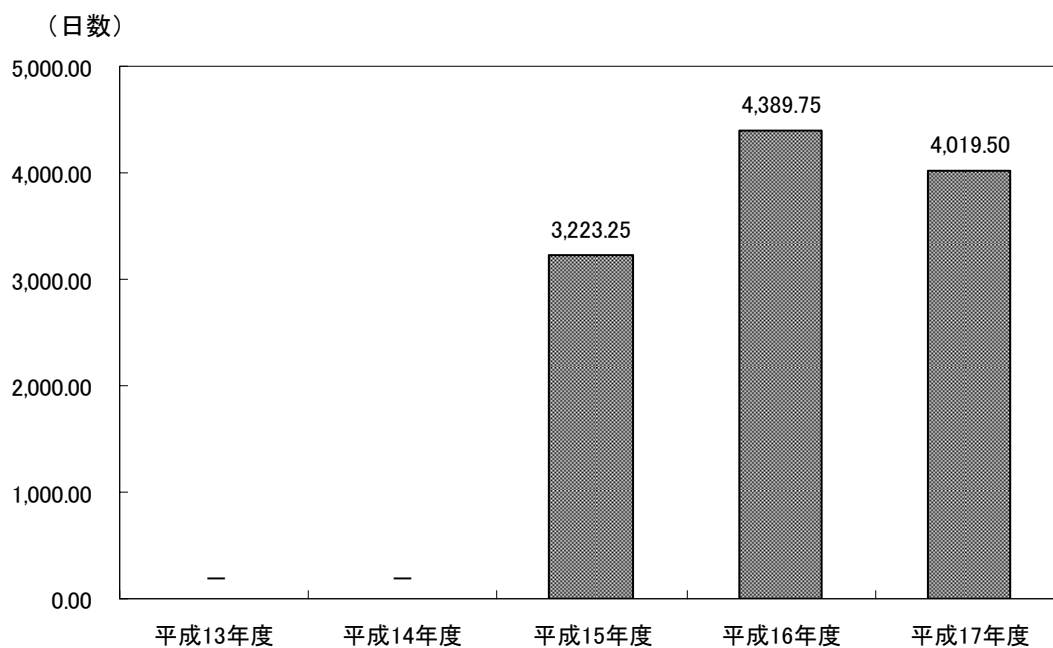
③ ショートステイ

ショートステイの利用日数は、平成 15 年度から平成 16 年度は増加しているものの、平成 16 年度から平成 17 年度は減少しており、平成 17 年度では 4,019.50 日となっています。

障害種類別にみると、平成 17 年度では、知的障害者が最も多く、2,146.00 日で全体の 53.4%を占めています。

障害程度別に利用日数の推移をみると、児童は年度によって変動があり、平成 17 年度には減少していますが、身体障害者、知的障害者ともに平成 15 年度から増加傾向にあります。

図表 ショートステイの利用日数の推移



(日数)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総日数	—	—	3,223.25	4,389.75	4,019.50
身体障害者	—	—	38.00	287.00	357.00
知的障害者	—	—	1,441.25	2,350.75	2,146.00
児童	—	—	1,744.00	1,752.00	1,516.50
精神障害者	—	—	—	—	—

※平成14年度以前は緊急一時保護事業として実施

(3) 居住系サービス

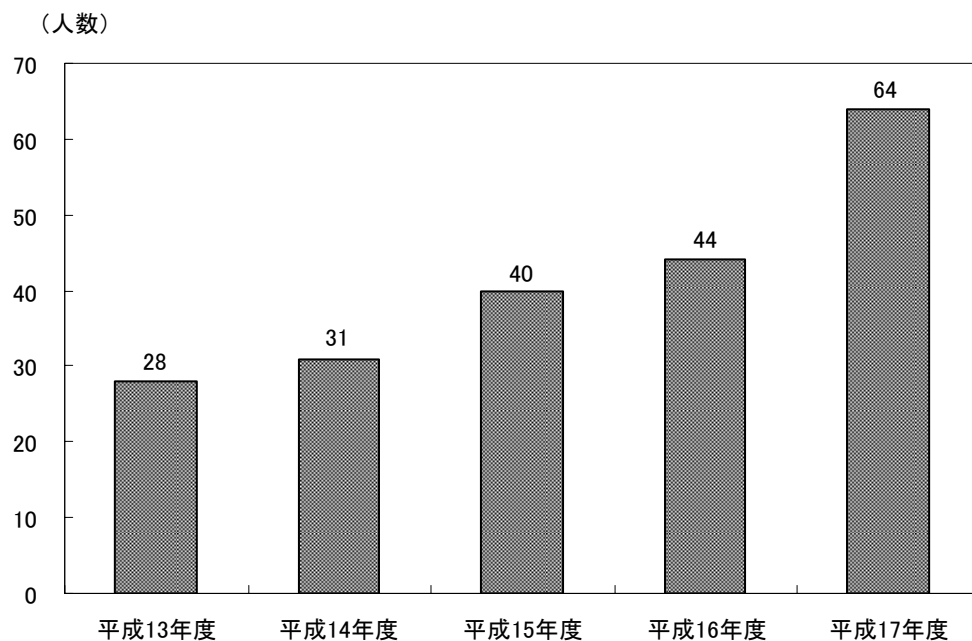
① グループホーム

グループホームの利用人数は、平成 13 年度から増加しており、平成 17 年度では 64 人となっています。

障害種類別にみると、平成 17 年度では、知的障害者が 43 人で全体の 67.2%を占め、精神障害者が 21 人で全体の 32.8%となっています。

障害程度別に利用人数の推移をみると、精神障害者は平成 14 年度から横ばいですが、知的障害者は平成 13 年度から増加しています。

図表 グループホームの利用人数の推移



(人数)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総人数	28	31	40	44	64
身体障害者	—	—	—	—	—
知的障害者	12	10	19	23	43
児童	—	—	—	—	—
精神障害者	16	21	21	21	21

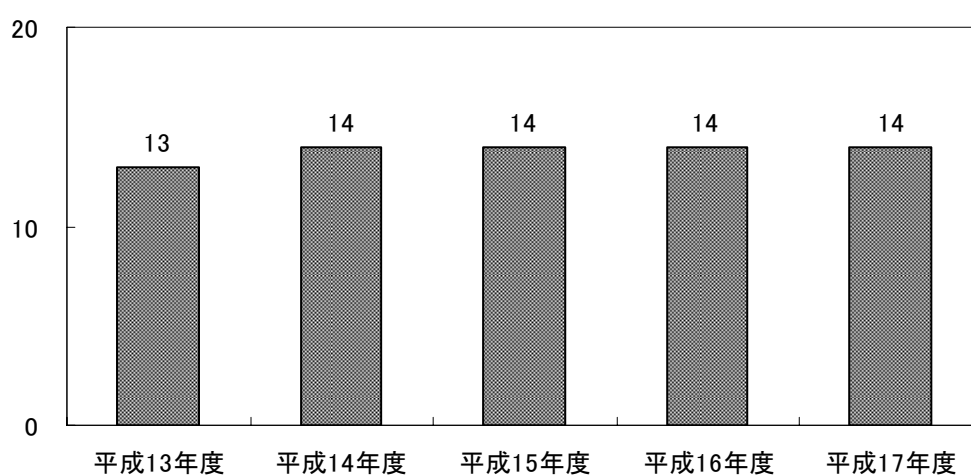
(4) 通所サービス

① 身体障害者、知的障害者通所施設

身体障害者、知的障害者の通所施設数は、平成13年度から平成14年度に小規模通所授産施設が3箇所増え、小規模作業所が2箇所減っています。平成14年度以降、変化はありません。

図表 身体障害者、知的障害者通所施設数

(箇所数)



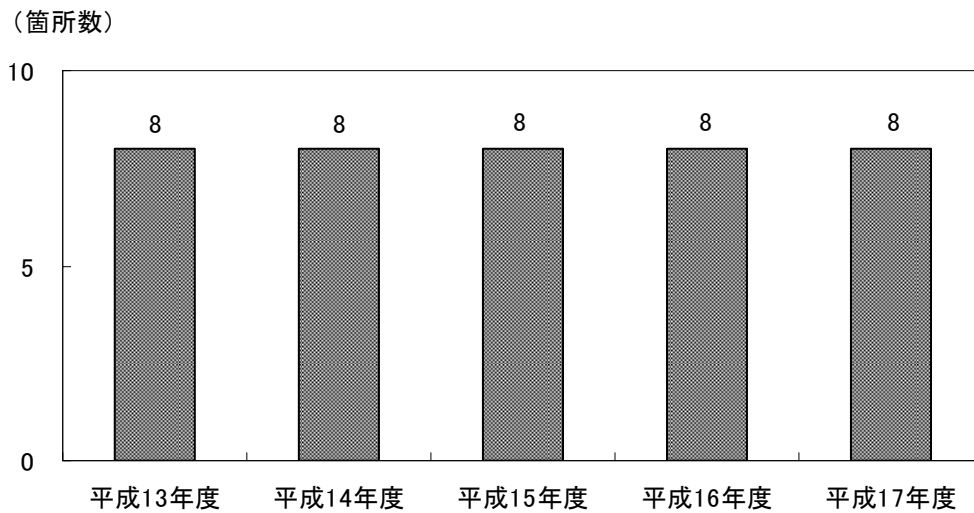
(箇所数)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総施設数	13	14	14	14	14
通所授産・通所更生施設	4	4	4	4	4
小規模通所授産施設	2	5	5	5	5
小規模作業所	7	5	5	5	5

② 精神障害者通所施設

精神障害者の通所施設数は、平成 14 年度から平成 15 年度に小規模通所授産施設が4箇所増え、小規模作業所が4箇所減っています。平成 15 年度以降、変化はありません。

図表 知的障害者通所施設数



(箇所数)

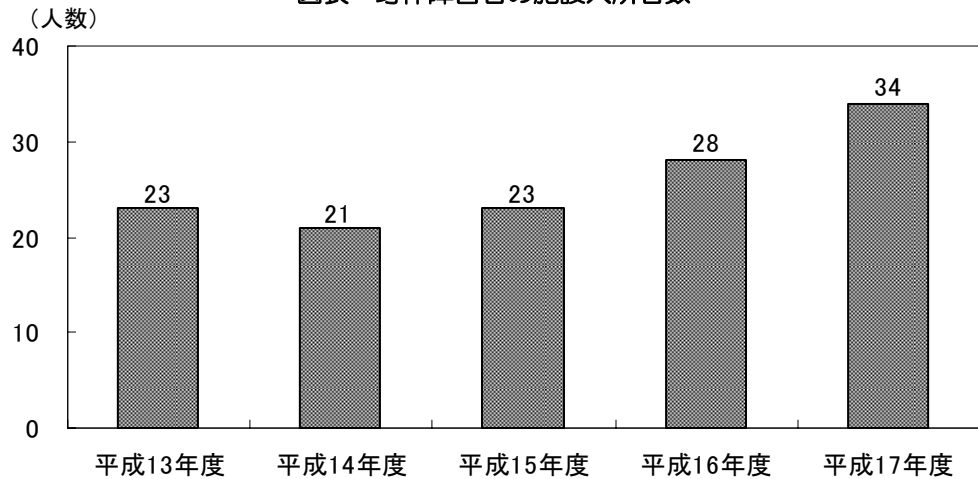
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総施設数	8	8	8	8	8
通所授産施設	1	1	1	1	1
小規模通所授産施設	0	0	4	4	4
小規模作業所	7	7	3	3	3

(5) 施設系サービス

① 身体障害者入所施設

身体障害者の施設入所者数は、平成14年度から増加しており、平成17年度では34人となっています。平成13年度と比較すると、1.5倍程度になっています。

図表 身体障害者の施設入所者数

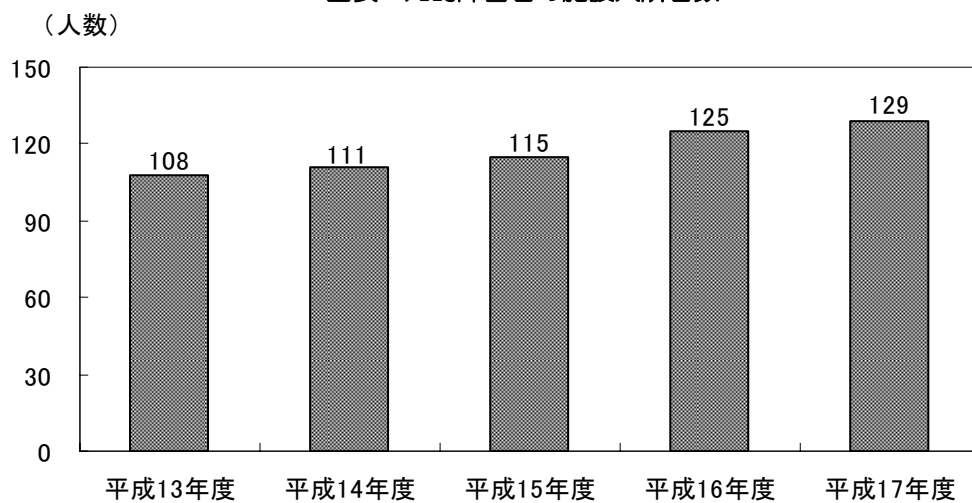


※重症心身障害児施設・療護施設・更生施設・授産施設の合計

② 知的障害者入所施設

知的障害者の施設入所者数は、平成13年度から増加しており、平成17年度では129人となっています。平成13年度と比較すると、1.2倍程度になっています。

図表 知的障害者の施設入所者数



※重症心身障害児施設・更生施設・授産施設の合計

(6) その他の福祉サービス

その他の主な福祉サービスと平成 17 年度の利用状況は次のとおりです。

図表 その他の福祉サービス（平成 17 年度実績）

	事業名	平成17年度実績
1	障害者(児)福祉啓発事業 1 聴覚障害者相談事業の実施(週1回) 2 障害者(児)福祉啓発事業(福祉まつり・健康まつり)の実施(10月) 3 WaiWaiまつり(障害者の日記念事業)の実施(12月) 4 心の健康フェスティバルの実施(3月)	1 実施日数 49日 相談件数 188件 2 参加者 18,000人 3 参加者 1,520人 4 参加者 1,067人
2	心身障害者寝具乾燥事業	乾燥実利用者 144人 丸洗い実利用者 144人
3	心身障害者福祉タクシー事業	交付者 2,335人
4	車いす福祉タクシー事業	実利用者 327人 延利用回数 5,144回
5	福祉バス事業	稼動日数 143日 延利用者 536人
6	障害者(児)休養事業	延利用者 503人 延利用泊数 716泊
7	障害者軽スポーツ大会	参加者 997人
8	障害者プール開放事業	参加者 230人
9	心身障害者通所授産事業通所者交通費助成事業	助成人数 141人
10	障害者作業委託事業	1 対象施設 21施設 清掃場所 16箇所 2 作業回数 36回 延送付件数 1,778件
11	心身障害者住宅費助成事業	助成人数 130人
12	在宅重度心身障害者(児)理髪事業	対象者 68人 延利用回数 342回
13	重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業	利用者 206人
14	自立促進機器助成事業	助成件数 11件(パソコン)
15	心身障害者(児)日常生活用具貸与・給付事業	おむつ利用者 277人 特殊寝台利用者 2人 エアーマット利用者 3人
16	知的障害者雇用事業	雇用者 15人
17	身体障害者等機能回復はり・きゅう・マッサージ事業	助成人数 832人
18	身体障害者福祉電話料助成事業	助成台数 54台
19	心身障害者自動車運転教習事業	助成件数 1件
20	身体障害者自動車改造事業	助成件数 7件
21	身体障害者補装具交付等自己負担金助成事業	助成件数 1,884件
22	心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業	助成人数 870人
23	身体障害者用三輪自転車購入費助成事業	実績なし
24	身体障害者等手帳診断料助成事業	助成件数 526件
25	障害者家具転倒防止器具取付等事業	利用世帯 50世帯
26	重度身体障害者入浴サービス事業	実利用者 34人 延利用回数 938人
27	手話通訳派遣事業	派遣件数 148件
28	手話講習会	受講者 223人 修了者 150人
29	点字講習会	受講者 44人 修了者 32人
30	難病患者等ホームヘルプサービス事業	利用時間数 294時間
31	難病患者等日常生活用具給付事業	利用者 2人

3 障害のある人々の地域生活や就労に関する意向

本計画の策定にあたり、平成18年8月に、市内に居住する障害のある人に、9月に難病患者に、教育、就労、社会参加活動等の現状と意向、地域生活移行や就労支援に向けて必要なサービスなどを把握するためアンケート調査を行いました（障害のある人への調査と難病患者への調査は一部質問内容が異なります）。

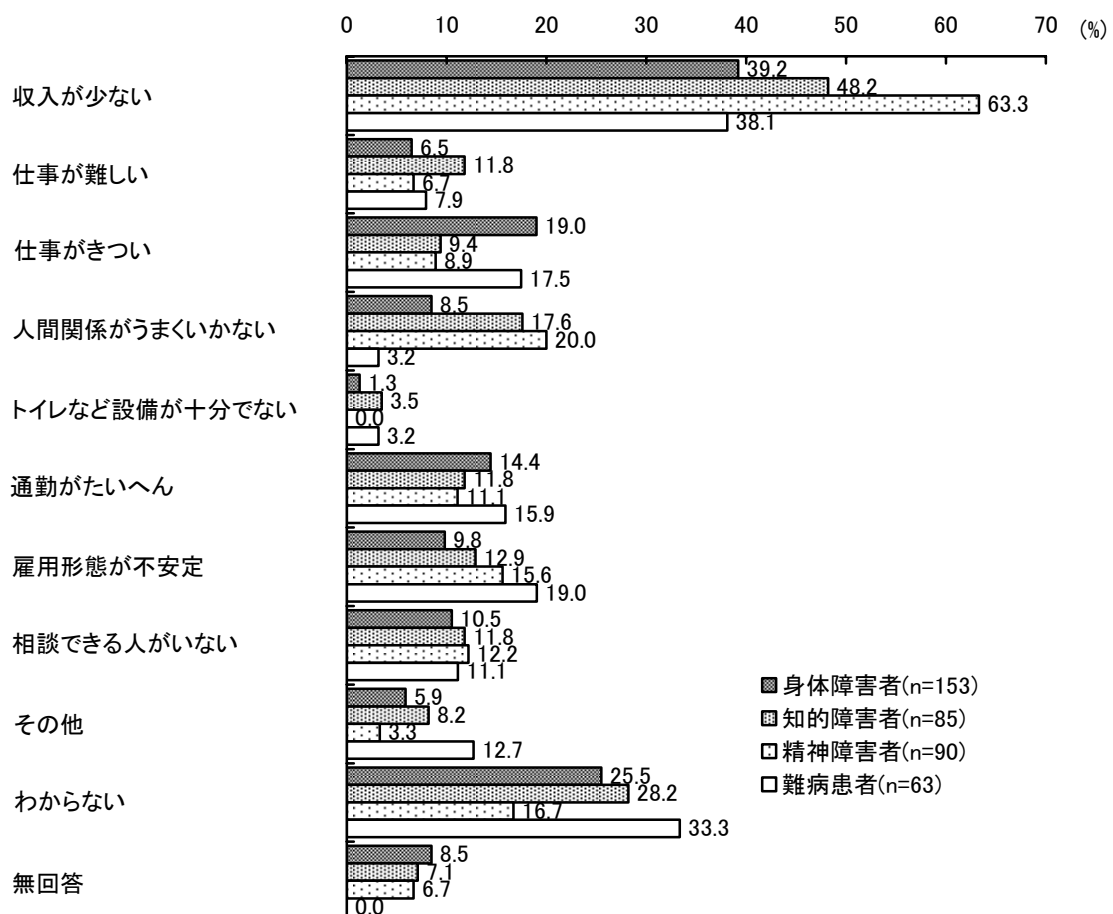
ここでは、調査結果の一部を示し、障害のある人々の現状や意向を紹介します。

（1）就労に関する現状と意向

アンケート調査によると、就労している人は、身体障害者では21.5%、知的障害者では38.3%、精神障害者では67.7%、難病患者では41.2%となっています。

就労している人に、仕事をする上での不安をたずねたところ、どの障害でも「収入が少ない」が最も多くなっています。また、身体障害者では「仕事がきつい」（19.0%）、「通勤がたいへん」（14.4%）、知的障害者では「人間関係がうまくいかない」（17.6%）、精神障害者では「人間関係がうまくいかない」（20.0%）、「雇用形態が不安定」（15.6%）、難病患者では、「雇用形態が不安定」（19.0%）、「仕事がきつい」（17.5%）も多くなっています。

図表 仕事をする上での不安（障害別）

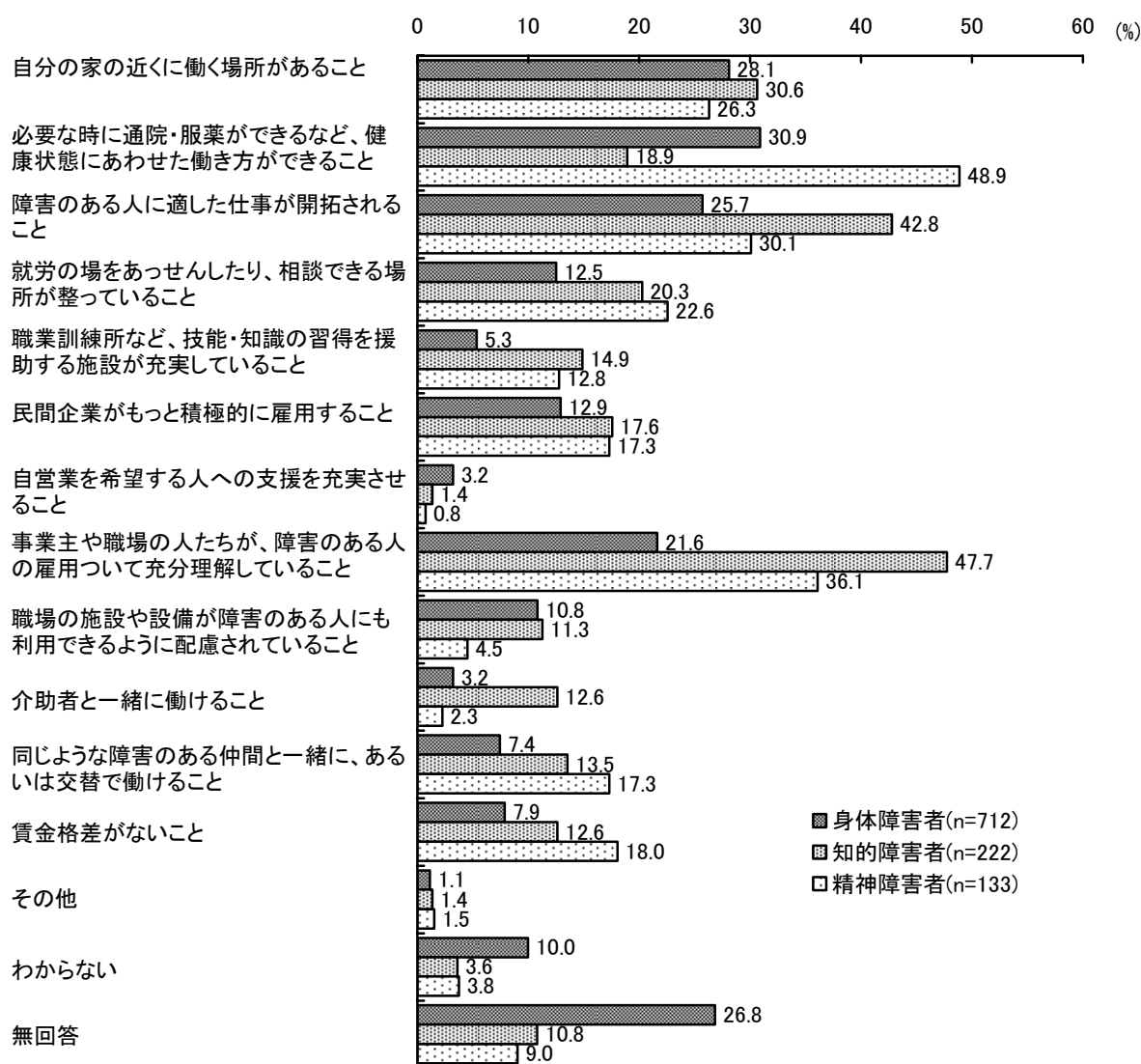


障害のある人が働くために必要なことについては、身体障害者では、「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」(30.9%)が最も多く、「自分の家の近くに働く場所があること」(28.1%)、「障害のある人に適した仕事が開拓されること」(25.7%)が続いています。

知的障害者では、「事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について充分理解していること」(47.7%)が最も多く、「障害のある人に適した仕事が開拓されること」(42.8%)、「自分の家の近くに働く場所があること」(30.6%)が続いています。

精神障害者では「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」(48.9%)が最も多く、「事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について充分理解していること」(36.1%)、「障害のある人に適した仕事が開拓されること」(30.1%)が続いています。

図表 障害のある人が働くために必要なこと（障害別）

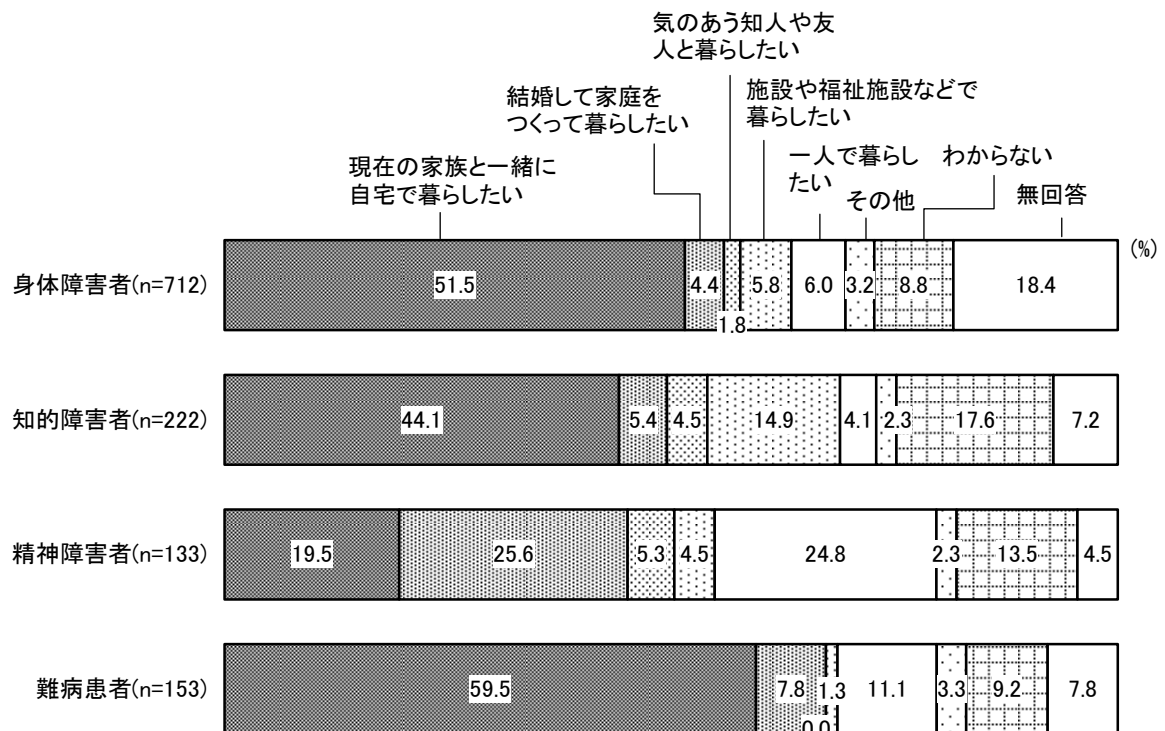


(2) 地域生活に関する意向

現在の暮らしの満足度については、身体障害者、知的障害者、難病患者では、『満足』（「満足している」と「まあ満足している」の合計）が7割程度となっていますが、精神障害者では5割程度と少なくなっています。

また、今後希望する暮らし方については、身体障害者、知的障害者、難病患者では、「現在の家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も多くなっています。精神障害者では、「結婚して家庭をつくって暮らしたい」（25.6%）と「一人で暮らしたい」（24.8%）が同程度であり、「現在の家族と一緒に自宅で暮らしたい」（19.5%）が続いています。

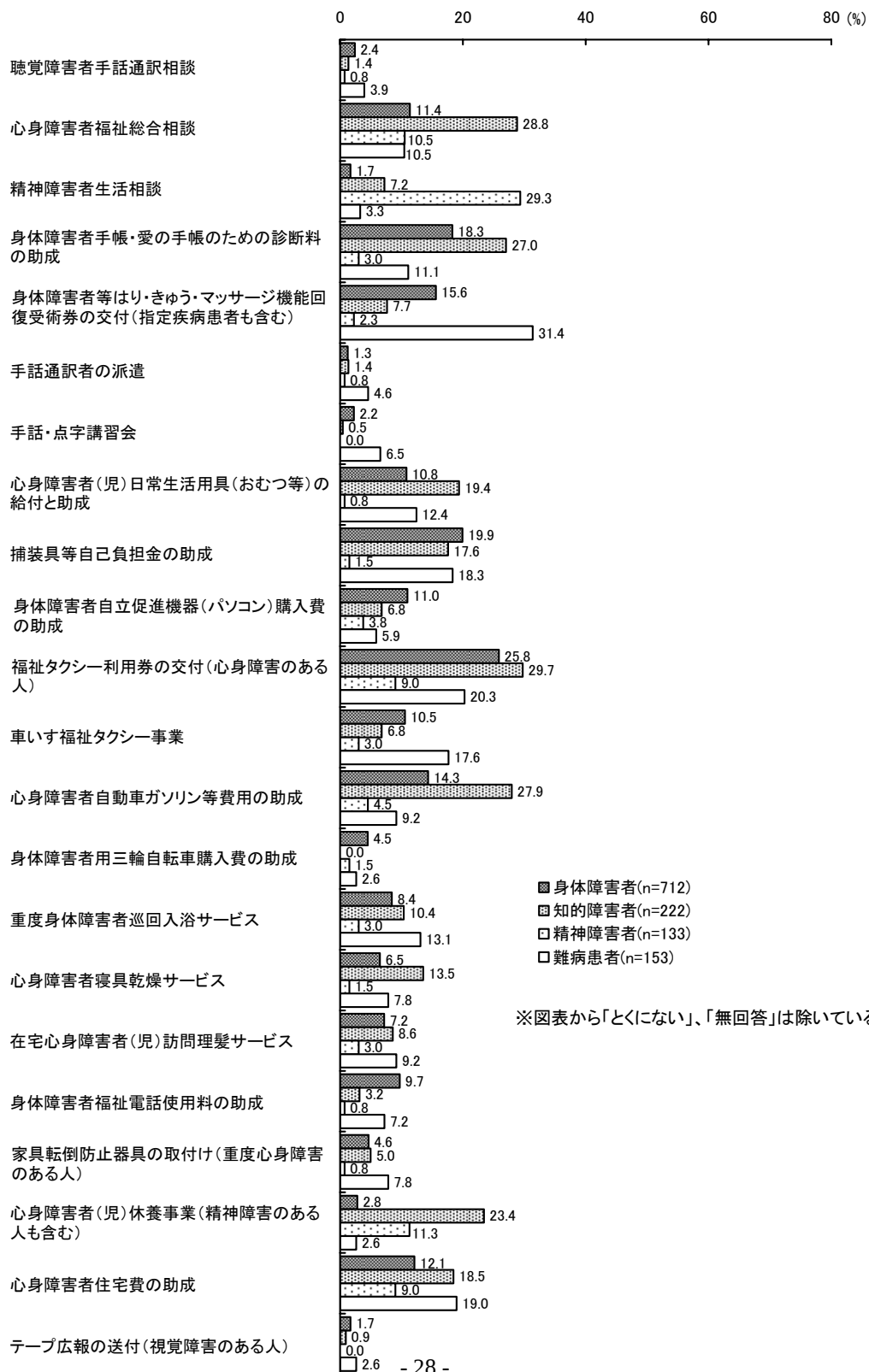
図表 今後希望する暮らし方（障害別）



(3) 障害福祉サービス

府中市独自サービスの利用意向については、身体障害者と知的障害者では「福祉タクシー券利用券の交付」、精神障害者では「精神障害者生活相談」（29.3%）、難病患者では「身体障害者等はり・きゅう・マッサージ機能回復受術券の交付」（31.4%）が最も多くなっています。

図表 府中市独自のサービスの利用意向（障害別）

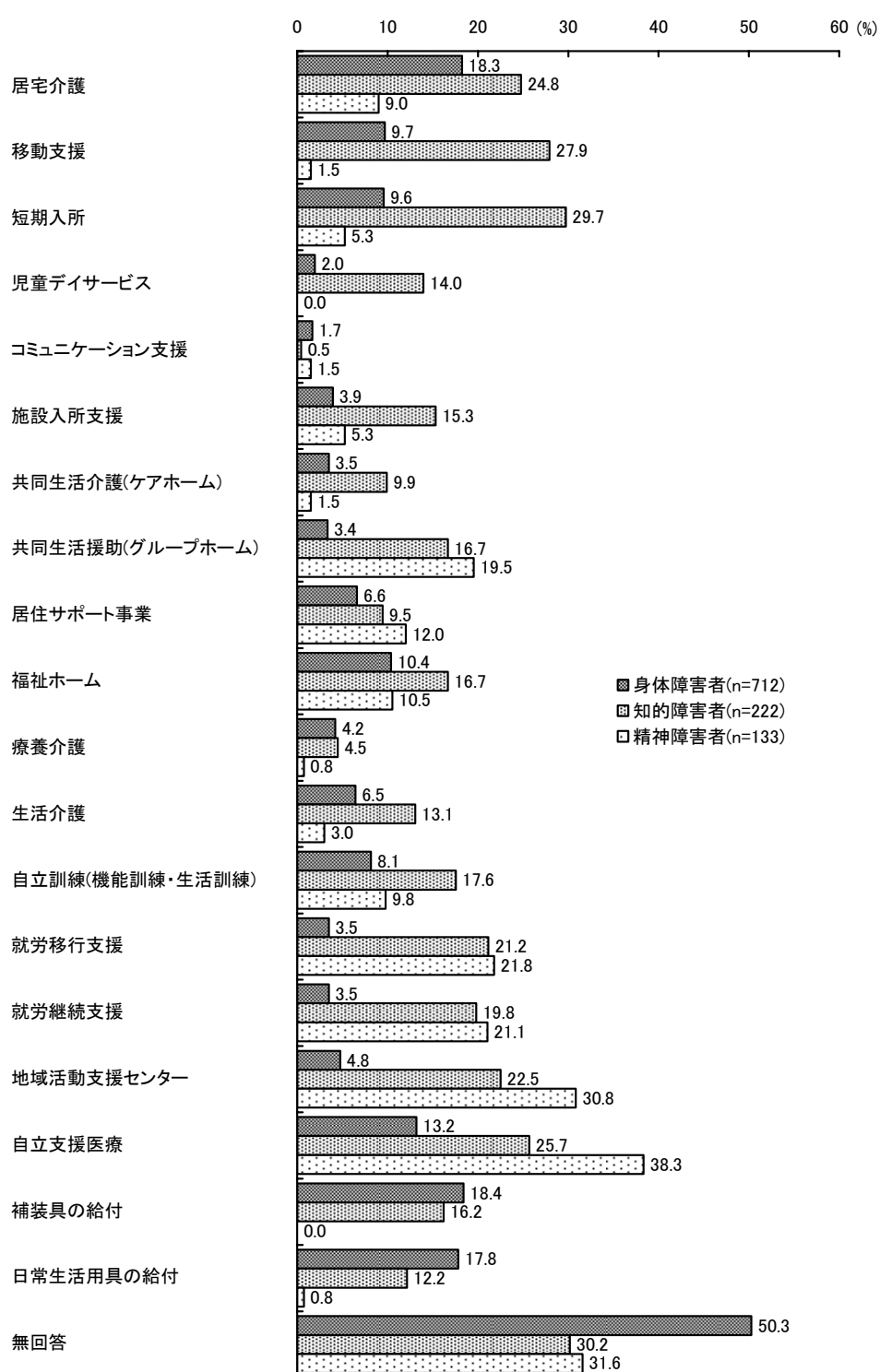


障害福祉サービスの利用意向については、身体障害者では、「補装具の給付」（18.4％）が最も多く、「居宅介護」（18.3％）が続いています。

知的障害者では、「短期入所」（29.7％）の利用意向が最も多く、「移動支援」（27.9％）、「自立支援医療」（25.7％）が続いています。また、「就労移行支援」（21.2％）、「就労継続支援」（19.8％）の利用意向も多くなっています。

精神障害者では、「自立支援医療」（38.3％）の利用意向が最も多く、「地域活動支援センター」（30.8％）、「就労移行支援」（21.8％）が続いています。

図表 障害福祉サービスの利用意向（障害別）

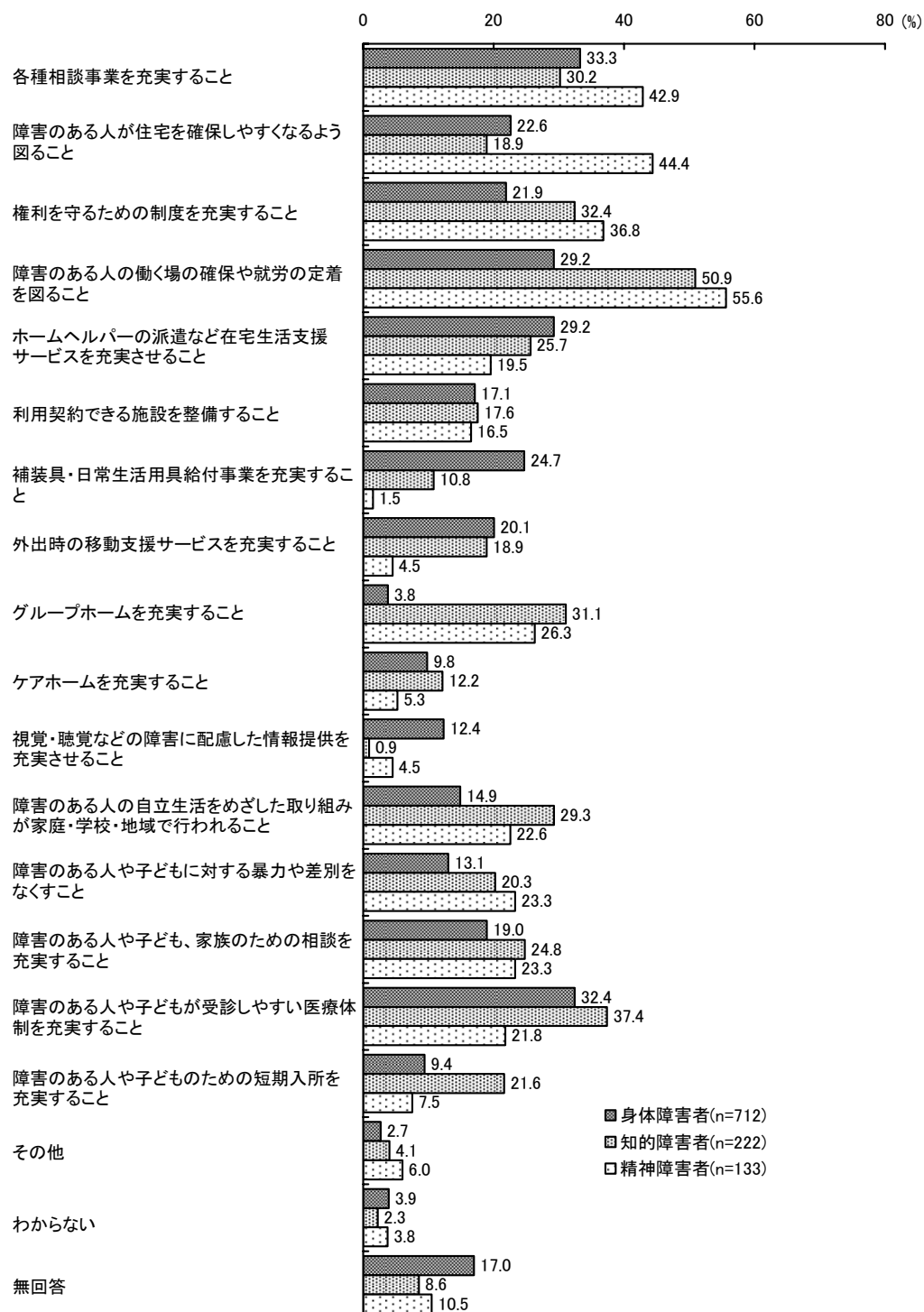


（４）障害福祉計画への希望

障害福祉計画への希望については、身体障害者では、「各種相談事業を充実すること」（33.3%）と「障害のある人や子どもが受診しやすい医療体制を充実すること」（32.4%）が3割を超え、多くなっています。

知的障害者と精神障害者では、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が最も多くなっています。

図表 障害福祉計画策定にあたって充実すること（障害別）



4 当事者団体等の意向と提言

本計画の策定にあたり、平成18年10月に、市内の障害者福祉団体（当事者団体、家族会）にアンケート調査を行いました。ここでは、調査結果から意向等を整理します。

（１）これまでの障害福祉サービスの評価

障害者福祉団体からはいずれも府中市が実施している「福祉タクシー利用券」等、独自の施策に対して高い評価が寄せられています。またその他も医療、児童関連で市独自の施策を実施しておりサービスが高水準である点、説明会や公聴会等において障害のある人と家族の意見を積極的に聴取しようとしている点などが評価されています。

また、小規模作業所やグループホームの数が人口に比べて多い点など、比較的基盤整備が進んでいる、という評価も寄せられています。

（２）障害者自立支援法と新体系への移行に関する不安

障害者自立支援法については、三障害に対するサービスが統合された点が評価される一方で、新たな自己負担の問題や精神障害者に対するサービスが十分でない点などが指摘されています。

またサービスの利用については、サービスの定額負担や給食費等の自己負担等金銭的負担に対する意見が最も多く、家庭内で要介護高齢者がいる場合など金銭的負担が二重になる、といった意見もみられました。また、新体系への移行が緒についた状況の中で、施設等の継続的な利用が可能かといった不安も多数寄せられました。

さらに、地域生活支援事業では、コミュニケーション支援といったソフト面での事業が拡充されるかといった不安も挙げられています。

いずれも今後の方向に関する情報などが求められている状況となっています。

（３）地域生活支援に関する意向

まずは、相談支援の充実と、障害のある人々の暮らしと活動の場、それをつなぐ各種サービスがセットになった生活支援センターの仕組みの実現を求める意見が挙げられています。

また、親とはなれて暮らすという視点からのサービスの提供を望む意見も多数あり、具体的には、グループホームを中心とした障害の程度や種類に対応した様々な住宅・施設の確保が求められています。

また、災害時の障害のある人々の安全性確保や聴覚障害者への情報保障、夜間・休日など緊急時の相談や一時保護の重要性なども指摘されています。

（４）就労支援に関する意向

現在の就労支援事業を、就労準備の場づくり、地域資源の活用、施設等利用者の就労移行の推進の面から、さらに充実してほしいとの意見が挙げられました。

就労支援のために必要なこととしては、企業の一層の理解と協力、障害者雇用率の向上が必要であることや、企業内授産事業、１～２時間からでも働けたり、ジョブコーチが横につくような丁寧な受入れの仕組みも必要との意見もみられました。

また、就労にあたっては、パソコンの操作ができることが不可欠になっているので、パソコン操作技術取得の支援が重要だとの意見があります。

また授産施設等においては、サービスの自己負担が発生するなか、利用者への工賃をアップすべきとの意見もありました。

（５）障害福祉サービスに関する意向

府中市の障害者福祉施策やサービスに対しては現状のサービスの水準に対して評価する意見が寄せられています。今後もこれを維持するとともに、新しい施策については、これまでの雇用事業、委託事業も見直しながら、市と障害のある人が一緒になって新しい施策を作るなど、協働の関係づくりをしていきたいとの意見がありました。

福祉施設の支援が届かない人、制度に支えられない人へのセーフティネットの構築の検討が必要という意見もありました。

また、高齢障害者が増えるなかで、介護保険制度と自立支援法との制度の関係についての情報提供や、将来的には地域包括支援センターの対象として障害のある市民も加えてほしいとの要望もありました。

市民の障害のある人に対する理解については、障害福祉サービスが新しい体系になるなかで、あまり進んでいないとの指摘も多く、今後は心のこもった福祉サービスの提供をまちづくりとして進めるべき、との意見も寄せられました。

5 障害者福祉施設の意向

本計画の策定にあたり、平成18年の9月から10月に、市内の障害者福祉施設にアンケート調査を行いました。ここでは、調査結果の一部を示し、障害者福祉施設の今後の事業運営、サービス向上への取組などを紹介します。

(1) 今後の事業運営

昨年度の事業の採算については、「損益はない」(44.8%)と回答する施設が4割台であり、「赤字」(27.6%)が3割弱となっています。「黒字」(10.3%)と回答したのは3施設のみとなっています。

運営上の不安については、「サービスに見合う収益が見込めるか」(79.3%)が最も多く、「十分な利用者が見込めるか」(65.5%)、「人材の確保・育成」(62.1%)が続いています。

また、サービスを実施する上での問題については、「経営経費・活動資金が不足している」(75.9%)が最も多く、「報酬が実態にそぐわない」(65.5%)、「行政や事業者間の連携が十分ではない」(44.8%)が続いています。

このように、施設・サービス事業者の運営上の問題点は、収益面に対するものが多くなっています。

今後5年の事業規模の拡大・縮小予定については、「検討中・わからない」(48.3%)が最も多く、「拡大予定」(37.9%)、「現状維持」(10.3%)が続いており、「縮小予定」と回答した施設はありません。

図表 運営上の不安（複数回答）

(N=29)	施設数	割合(%)
サービスに見合う収益が見込めるか	23	79.3
十分な利用者が見込めるか	19	65.5
他施設と競合しないかどうか	7	24.1
初期負担の投資金額が大きいこと	15	51.7
人材の確保・育成	18	62.1
有資格者の不足	8	27.6
特に不安はない	0	0.0
その他	6	20.7
無回答	1	3.4

図表 サービスを実施する上での問題（複数回答）

(N=29)	施設数	割合(%)
専門職の確保が難しい	8	27.6
経営経費・活動資金が不足している	22	75.9
報酬が実態にそぐわない	19	65.5
利用者が少ない	9	31.0
利用者に対する情報提供が難しい	4	13.8
利用者ニーズの把握が困難である	4	13.8
情報の入手や活用のしかたが十分ではない	5	17.2
行政や事業者間の連携が十分ではない	13	44.8
その他	2	6.9
とくに問題はない	1	3.4
無回答	1	3.4

（２）サービスの質の向上への取組

サービスの質の向上への取組については「施設間の情報交換・交流への参加」（86.2%）が最も多く、「職員・スタッフの継続的な研修・OJT の実施」（55.2%）、「相談窓口の設置」（51.7%）が続いています。

また、第三者評価の実施の有無については、「実施の予定はない」（55.2%）が半数を超え、「実施していないが、実施の予定」（27.6%）が続いており、「実施した、実施している」（13.8%）は4施設のみとなっています。また、「実施の予定はない」と回答した16施設に理由をたずねたところ、「費用がかかりすぎる」（62.5%）が最も多く、「メリットがよくわからない」（18.8%）が続いています。

図表 サービスの質の向上への取組み（複数回答）

(N=29)	施設数	割合(%)
相談窓口の設置	15	51.7
サービス提供マニュアルの作成	10	34.5
サービス利用者の満足度調査の実施	3	10.3
職員・スタッフの継続的な研修・OJT の実施	16	55.2
サービス評価基準による定期的な検証	3	10.3
施設間の情報交換・交流への参加	25	86.2
その他	5	17.2
とくになにもしていない	1	3.4
無回答	0	0.0

（３）障害福祉サービス充実に向けて必要なこと

障害福祉サービス充実に向けて必要なことについては、「障害者が安定的に就労するためのシステムづくり」（79.3％）が最も多く、「地域生活に移行するための住まいの整備」（72.4％）が続いています。

図表 障害福祉サービス充実に向けて必要なこと（複数回答）

(N=25)	施設数	割合(%)
各種生活支援サービスの基盤整備	19	65.5
地域生活に移行するための住まいの整備	21	72.4
緊急時・災害時に障害者を支援する体制の整備	19	65.5
障害者とその家族が安心して暮らせるための相談体制	19	65.5
障害者が安定的に就労するためのシステムづくり	23	79.3
障害者福祉と保健・医療との連携	15	51.7
小規模施設の経営支援	19	65.5
共生にむけた地域社会の理解の促進	12	41.4
専門職の育成、確保のための各種支援策	13	44.8
成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護のしくみづくり	12	41.4
その他	4	13.8
無回答	2	6.9

6 障害福祉サービスを展開するにあたっての課題

障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービスは大きく変わることが予想されています。1～5からは、障害福祉サービスの展開にあたって、次のような課題があることが浮き彫りとなっています。

（１）障害福祉サービスの対象者の見直し

障害者自立支援法では、重い障害のある人々を含めて、身体・知的・精神の三つの障害のある人々に同じ水準のサービスを確保することになりました。しかし、難病、高次脳機能障害、発達障害などがある市民は、福祉法では認定されておらず、生活に様々な障害があるにもかかわらず、必要なサービスを受けることができていません。そのため、障害福祉サービスの対象者の見直しを検討することが求められています。

（２）既存のサービス水準の維持・向上

府中市ではこれまで独自施策を展開するなど、高い水準の障害福祉サービスを展開してきましたが、当事者団体等からはサービス再編による見直しや枠の縮小等が懸念されています。今後は既存のサービスの維持を図るとともに、ニーズに応じた新たなサービスの展開、必要な人に必要なサービスが届けられるようなきめ細かなサービスの展開を進めることが必要となっています。

（３）新体系への移行にあたってのサービス提供体制

① 精神障害者に対するサービス提供体制の充実

自立支援法の趣旨にうたわれる3障害のサービスの一元化にあたっては、精神障害者へのサービス提供体制を充実することが必要となっています。そのためには、精神障害者へのサービス提供に取り組む事業者の確保や人材育成、保健医療との連携等地域生活を支援する総合的なサービス体制が必要です。

② 緊急・夜間も含めた相談体制の充実

相談体制の充実にあたっては、緊急時また休日や夜間などの体制を充実してほしいとの意見が数多く挙げられています。今後は新たな体系への移行にあたり、障害者の生活も多様になっていくこともふまえ、相談やサービスの時間帯などについて、より柔軟な対応が可能になるような体制づくりを進めることが求められています。

（４）地域生活への移行を円滑に推進するための方法

① 相談及び日中活動の場の充実

地域生活への移行を円滑に推進するために、相談、日中の活動の場、住まいなど一人ひとりの状況に合ったサポートができる体制が重要です。今回のアンケートでも身体障害のある人は「居宅介護」、知的障害のある人では「短期入所」、「移動支援」、「居宅介護」、精神障害のある人では「自立支援医療」のほか「地域活動支援センター」などさまざまな意向が挙げられています。今後は事業所の移行計画等を踏まえ、地域資源を生かしたサポート体制をつくることが重要です。

② 保健・医療・福祉の連携

日常的につねに質の高い医療を受けられることや、必要なとき通院・服薬しながら仕事が続けられることは障害のある人にとっては極めて重要な条件であり、そのためには福祉と保健・医療との円滑な連携も重要です。今後は様々な相談機関において医療関係の情報を一層蓄積するとともに、ネットワークをより強化し、障害のある人が安心して生活を送ることができるような支援をすることが重要です。

③ 災害時の安全対策とネットワーク

団体からのヒアリングでは、災害時の障害のある人々の安全性確保や、聴覚障害者への情報保障、夜間・休日など緊急時の相談や一時保護などの必要性が出されました。今後は早急な検討が必要となっています。

(5) 一般就労をより促進するための課題

① 就労支援のネットワークの充実

障害福祉計画策定にあたり、知的障害のある人と精神障害のある人から最も多く挙げられたのが「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」です。これらのニーズを汲みとり早急な体制づくりが必要となっています。またその体制を作るにあたっては、「障害のある人の雇用についての理解」を深め、収入面、仕事内容の面での配慮をするなど、従来とは異なる新しい考え方で展開が望まれています。

② 助成など企業支援のための仕組みの充実

今後企業の障害者雇用率の向上に向けては企業の理解を深めることはもとより、様々な助成制度などで企業を支援する仕組みを充実する、また入札等の参加資格などでの優遇措置を設けるなどの具体的施策が考えられます。

今後は企業を支援する仕組みもあわせ、障害のある人の就労をトータルに支援する仕組みづくりを検討することが課題です。

(6) 事業者の円滑な移行に関する課題

新たな体系での事業経営にあたっては、事業者からも「サービスに見合う収益が見込めるか」、「十分な利用者が見込めるか」ということが大きな課題となっています。今後はサービス事業者が安定的な経営をすることができるよう、様々な情報提供や事業者間の情報交流、人材の育成支援等さまざまな形での経営支援を進めていくことが必要です。

(7) 障害者自立支援法に関する情報提供

障害者自立支援法とそのサービスについては、当事者や家族からも事業者からも、情報が少ない、不足しているという意見が寄せられています。

特に平成 18 年度からは介護保険法の改正に伴い介護保険サービスも大きく変わりましたが、訪問介護の通院介助、福祉用具貸与・購入等、障害福祉サービスと接点のある部分の情報が少ないのが現状です。

今後は障害者自立支援法に関する情報をより一層提供するとともに、障害のある人を支える様々な福祉サービスに関する情報を総合的に提供することが重要です。